

○一般財団法人高知縣市町村職員互助会個人情報保護に関する規程細則

(平成 25 年 3 月 7 日高互細則第 2 号)

改正 令和 7 年 2 月 25 日高互細則第 2 号

(目的)

第 1 条 この細則は、一般財団法人高知縣市町村職員互助会個人情報保護に関する規程（以下「規程」という。）に基づき、一般財団法人高知縣市町村職員互助会（以下「互助会」という。）が取扱う個人情報を保護するため必要な事項を定めることを目的とする。

(個人情報保護管理者及び個人情報保護管理補助者)

第 2 条 規程第 3 条に規定する個人情報保護管理者及び個人情報保護管理補助者は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 個人情報保護管理者 事務局長
- (2) 個人情報保護管理補助者 総務課課長

(個人情報保護管理者の責務)

第 3 条 個人情報保護管理者は、互助会における個人情報の保護に関する総合的な管理業務を担う。

- 2 個人情報保護管理者は、個人情報保護管理補助者を指揮監督する。
- 3 個人情報保護管理者は、個人情報の管理状況等を常に把握し、必要に応じ理事長に報告する。

(個人情報保護管理補助者の責務)

第 4 条 個人情報保護管理補助者は、その所管に属する個人情報の保護に関する管理業務を担う。

- 2 個人情報保護管理補助者は、個人情報保護管理者を補佐し、その所管する部署の個人情報を取扱う職員等を指揮監督する。
- 3 個人情報保護管理補助者は、その所管する部署の個人情報の管理状況等を常に把握し、必要に応じ個人情報保護管理者に報告する。

(個人情報の取扱い)

第 5 条 個人情報を保管、移送、廃棄等を行う場合は、記録を取ることとし、常にその所在を明らかにしておくものとする。

- 2 個人情報を保管する場合は、鍵の掛かる保管庫に保管するものとする。
- 3 個人情報を保管する事務所等は、入退室管理を行うものとする。

(委託)

第 6 条 規程第 13 条第 1 項の規定により委託契約書等に明記する必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 秘密保持義務

- (2) 目的外使用の禁止
- (3) 複写・複製の禁止
- (4) 第三者提供の禁止
- (5) 再委託の禁止
- (6) 個人情報の授受の方法及び保管方法
- (7) 個人情報の管理責任者
- (8) 作業場所
- (9) 個人情報の管理状況に関する報告の義務
- (10) 事故等の発生時における報告の義務
- (11) 委託処理終了後の個人情報の返還、消去又は廃棄
- (12) 契約事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償
- (13) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項
(事故発生時の対応)

第7条 規程第14条第3項の規定により個人情報保護管理者が理事長に報告する場合は、別紙2様式第1号事故報告書により行うものとする。

(個人データの利用目的の特定)

第8条 規程第4条に規定による利用目的（規程第18条第1号に規定するすべての保有個人データの利用目的を含む。）は、別紙1のとおりとする。

(本人等の確認)

第9条 規程第19条第1項、規程第20条第1項、規程第21条第1項又は規程第22条第1項若しくは第2項の規定による申出者の確認は、次のとおり行うものとする。

(1) 本人が申請する場合

ア 次に掲げる書類のうちいずれか1点

運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書、年金手帳（基礎年金番号通知書）、児童扶養手当証書、医療保険者が発行する資格確認書等

イ 写しの送付による申出の場合、アに掲げる書類の写しのほか、申出者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し（開示等の申出をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

ウ 婚姻等により、開示等の申出時の氏名が申出内容の氏名と異なる場合、旧姓等が確認できる書類

エ アからウまでに定める書類を保持していない等やむを得ない場合、理事長が認めた書類

(2) 本人が未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人が申請する場合

ア 代理人本人であることの確認

第1号に掲げる書類

イ 規程第2条第5号に規定する本人が未成年者又は成年被後見人であること及び申出者が当該本人の親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人であることの確認

次に掲げる書類のうち少なくとも一以上の書類（開示等の申出をする日前30日以内に作成されたものに限る。）の提出又は提示

- ① 戸籍謄本（抄本）
- ② 住民票
- ③ 登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）による。）
- ④ 家庭裁判所の証明書
- ⑤ その他法定代理関係を確認し得る書類

ア

(3) 開示等の申出をすることにつき本人から委任を受けた代理人が申請をする場合

ア 第1号に掲げる書類

イ 本人の署名・押印のある開示等の申出に係る「委任状」（開示等の申出をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

ウ 委任状に押印された印の印鑑登録証明書（開示等の申出をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

（開示等の申出方法等）

第10条 規程第24条第1項に規定する理事長が別に定める方法は次のとおりとする。

- (1) 開示等の申出を行う者（以下この条において「開示等の申出者」という。）は、理事長に対して、別紙2様式第2号による個人情報開示等申出書を提出するものとする。
- (2) 開示等の申出者は、当該申出に係る保有個人データの本人であること又は本人の代理人であることを証明するために必要な書類及び訂正等を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を個人情報開示等申出書に添えて提出し、又は提示しなければならない。
- (3) 開示等の申出者が代理人である場合の委任状の様式は、別紙2様式第3号とする。
- (4) 理事長は、個人情報開示等申出書に不備があると認めるときは、当該申出者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（利用目的の通知）

第11条 規程第19条第1項の規定により利用目的を通知する場合は、別紙2様式第4号による個人情報の利用目的通知書により行うものとする。

（開示等の決定通知）

第12条 規程第25条第1項の規定により開示等の決定を行う場合は、別紙2様式第5号による個人情報開示等決定通知書により行うものとする。

(部分開示等の決定通知)

第13条 規程第20条第2項、規程第21条第2項又は規程第22条第3項の規定により部分開示等の決定を行う場合は、別紙2様式第6号による個人情報部分開示等決定通知書により行うものとする。

(非開示等の決定通知)

第14条 規程第19条第2項、規程第20条第2項、規程第21条第2項又は規程第22条第3項の規定により非開示等の決定を行う場合は、別紙2様式第7号による個人情報非開示等決定通知書により行うものとする。

(不存在の決定通知)

第15条 規程第24条の規定により開示等の申出が行われた場合で、当該申出に該当する個人情報が存在しない場合は、別紙2様式第8号による個人情報不存在決定通知書により行うものとする。

(開示等の決定延期通知)

第16条 規程第25条第2項の規定により開示等の決定を延期する場合は、別紙2様式第9号による個人情報開示等決定延期通知書により行うものとする。

(手数料)

第17条 規程第26条第2項に規定する理事長が別に定める手数料の額は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 写しの作成に要する費用 | 実費額 |
| (2) 送付に要する費用 | 実費額 |

(問合せ窓口)

第18条 規程第24条の規定による開示等の申出並びに規程第27条の規定による苦情の申出に係る問合せ窓口は、次のとおりとする。

- | | | |
|--------------|-----|--------------|
| (1) 規程第24条関係 | 総務課 | 088-824-1306 |
| (2) 規程第27条関係 | 総務課 | 088-824-1306 |

(補則)

第19条 この細則に定めるもののほか、互助会における個人情報の保護に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この細則は、定款附則第1項に定める設立の登記の日から施行する。

附 則(令和7年2月25日高互細則第2号)

この細則は、公布の日から施行する。

別紙 1

[別紙参照]

別紙 2 様式第 1 号(規程細則第 7 条関係)

事故報告書

[別紙参照]

別紙 2 様式第 2 号(規程細則第 10 条関係)

個人情報開示等申出書

[別紙参照]

別紙 2 様式第 3 号(規程細則第 10 条関係)

委任状

[別紙参照]

別紙 2 様式第 4 号(規程細則第 11 条関係)

個人情報の利用目的通知書

[別紙参照]

別紙 2 様式第 5 号(規程細則第 12 条関係)

個人情報開示等決定通知書

[別紙参照]

別紙 2 様式第 6 号(規程細則第 13 条関係)

個人情報部分開示等決定通知書

[別紙参照]

別紙 2 様式第 7 号(規程細則第 14 条関係)

個人情報非開示等決定通知書

[別紙参照]

別紙 2 様式第 8 号(規程細則第 15 条関係)

個人情報不存在決定通知書

[別紙参照]

別紙2 様式第9号(規程細則第16条關係)

個人情報開示等決定延期通知書

[別紙参照]